

平成20年11月27日
 大阪市健康福祉局
 健康推進部生活衛生担当
 担当：上田・黒岡
 TEL 06-6208-9991

メラミンが検出されたタイ産菓子の回収命令について

11月20日、(株)エヌエス・インターナショナルが輸入したタイ産菓子の自主検査において、1製品からメラミンが検出された旨の報告があり、大阪市において、輸入者が在庫している製品のうち当該製品と同じ工場で製造された3製品5検体について収去検査を実施しました。

その結果、本日、1検体からメラミンを検出したことから、食品衛生法第54条の規定に基づき、輸入者である(株)エヌエス・インターナショナルに対して当該品について回収を命じたのでお知らせします。

なお、現時点で当該品の喫食によると思われる健康被害等の届出はありません。

記

1 検査結果（検査機関：大阪市立環境科学研究所 検出限界 0.5ppm）

品名	賞味期限	メラミン (ppm)
チーズクリームクラッカー	賞味期限 2009.10.08	9.2
バニラクリームクラッカー	賞味期限 2009.09.29	検出せず
バニラクリームクラッカー	賞味期限 2009.10.20	検出せず
バニラクリームクラッカー	賞味期限 2009.10.22	検出せず
チョコクリームクラッカー	賞味期限 2009.10.01	検出せず

収去先：株式会社エヌエス・インターナショナル
 大阪市淀川区西宮原1丁目5番33号

2 回収命令対象品

名称：クラッカー
 商品名：チーズクリームクラッカー

包装形態：合成樹脂製袋詰（18枚入り）

賞味期限：2009.10.08

原産国：タイ

輸入者：株式会社エヌエス・インターナショナル 代表取締役 ^{しもさと}下里 ^{かつひこ}勝彦

輸入者住所：大阪市淀川区西宮原1丁目5番33号

製造者：IMPERIAL GENERAL FOODS INDUSTRY CO., LTD

輸入数量：3,700CT 44,400袋

検査結果：メラミン9.2ppm検出

違反条項：食品衛生法第10条違反（指定外添加物の検出）

3 流通状況

(1) 流通量：3,552CT 42,624袋

(2) 流通先：一次販売先については別紙のとおり

なお、輸入者は11月25日から販売を自粛し店頭から撤去しております。

4 メラミンの毒性について

TDI（耐容一日摂取量）

米国食品医薬品庁（FDA）の暫定リスク評価によるTDIは0.63mg/kg体重/日であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ （欧州食品安全機関（EFSA）の暫定的リスク評価によるTDI（0.5mg/kg体重/日）では30mg）である。

このため、チーズクリームクラッカー：9.2mg/kgから試算した場合、体重60kgの人で毎日約4.1kg（約25袋）（EFSAのTDIでは、約3.2kg（約20袋））摂取した場合でもTDIに達することはありません。

体重30kgの子どもでは、毎日2.05kg（約12袋）（EFSAのTDIでは、1.6kg（約10袋））摂取した場合でもTDIに達することはありません。

自治体名	チーズクリームクラッカー		
	流通先 施設数	流通数量(カー トン)	流通数量(袋)
1 北海道	2	245	2,940
2 岩手県	1	110	1,320
3 秋田県	1	147	1,764
4 宮城県	1	85	1,020
5 埼玉県	2	145	1,740
6 千葉県	2	550	6,600
7 茨城県	1	76	912
8 群馬県	1	69	828
9 山梨県	1	80	960
10 新潟県	2	25	300
11 長野県	1	10	120
12 富山県	1	106	1,272
13 愛知県	2	224	2,688
14 岐阜県	1	109	1,308
15 静岡県	1	204	2,448
16 兵庫県	2	163	1,956
17 京都府	1	60	720
18 鳥取県	1	10	120
19 島根県	1	30	360
20 岡山県	2	423	5,076
21 広島県	2	221	2,652
22 徳島県	1	50	600
23 香川県	1	111	1,332
24 福岡県	3	209	2,508
25 熊本県	1	90	1,080
合計	35	3,552	42,624

1カートン=12袋